

I. 事実の概要

5 甲は、午後11時頃、日頃から恨みに思っていたAを飯場に呼び出し、Aを傷害する意思で、洗面器の底や皮バンド等でAの頭部を滅多打ちにしたところ、Aは恐怖心による心理的圧迫等により、内因性高血圧性橋脳内出血を起こし、意識不明の状態に陥った。その後、甲は、自動車ですてAを建築資材置場まで運び、同所に放置して立ち去った。

その後、深夜0時頃、資材置場を通りかかった乙は、日頃から痛めつけてやりたいと思っていたAが放置されているのを見て、この機会にAを痛めつけてやろうと思い、角材(130cm×4cm×5cm)を用いて、うつ伏せに倒れているAの頭部に振り下ろす形で数回殴打し立ち去った。

午前1時頃、Aは内因性高血圧性橋脳出血により死亡した。鑑定の結果、乙の暴行は、すでに発生していた内因性高血圧性橋脳内出血を拡大させ、幾分か死期を早める程度のものであった。

甲と乙の罪責を論ぜよ。

参考判例:最高裁平成2年11月20日第三小法廷決定

II. 問題の所在

20 甲にAの死亡に対する責任を負わせることができるか。甲の行為とAの死亡結果発生の時間経過の間に乙の行為が介在しているため、甲の行為とAの死亡結果との間に「因果関係」が認められるかが問題となる。

III. 学説の状況

25 A説:条件説

当該行為が存在しなければ当該結果が発生しなかったであろうという関係(「あれなくばこれなし」の関係)を刑法上の因果関係を判断する基礎として考慮する立場¹。

B説:相当因果関係説

30 条件関係の存在を前提として、一般人の社会生活上の経験に照らして通常その行為から結果が発生することが「相当」と認められる場合に刑法上の因果関係を認める立場。相当性判断を行う際にどの範囲の事情を基礎(判断基底)とするかによって以下の見解に分かれる。

B-1説:客観的相当因果関係説

行為時に発生した全事情と、予見可能な行為後の事情を基礎に相当性を判断する見解。

35 B-2説:主観的相当因果関係説

¹ 前田雅英『刑法総論講義[第5版]』(東京大学出版会,2011年)182頁以下参照。

行為者が行為時に認識した、または認識し得た事情を基礎に相当性を判断する見解。

B-3 説:折衷説

行為時に一般人が知り得た事実及び行為者が特に知っていた事情を基礎に相当性を判断する見解。

5

C 説:客観的帰属説(危険の現実化論)

実行行為が有した危険が結果の中に実現したといえるかを刑法上の因果関係の判断基礎として考慮する立場。行為者の実行行為に結果を帰属せしめ得るか否かの検討に際し、実行行為に存する危険性の大小、介在事情の異常性・実行行為との関連性の大小、介在事情の結果への寄与度を総合して判断すべきとする見解がある。

10

IV. 判例

最高裁平成2年11月20日第三小法廷決定刑集第44巻8号837頁²。

[事実の概要]

15 被告人は飯場において洗面器の底や革バンドで被害者の頭部等を殴打するなどの暴行を加えた結果、恐怖による心理的圧迫等によって、被害者の血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血によって意識消失状態に陥らせたのち、資材置場まで被害者を運搬し、同所に放置して立ち去った。

20 被害者はその翌朝遺体となって発見されたが、資材置場において何者かによって角材でその頭頂部を数回殴打されていた。この暴行により、被害者がすでに発症していた内因性高血圧性橋脳出血を拡大させ、死期を幾分か早める影響が与えられた。

[判旨]

25 犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができる。

[引用の趣旨]

30 本件事案とほぼ同様の事情である本決定において、被告人の実行行為から結果発生の中に第三者による介在事情が存在したとしても、その寄与度が大きくなく、被告人の実行行為が有する危険性が現実化したとして、被告人の行為と被害者の死亡という結果との間の因果関係を肯定したものである。この点で、行為が有する危険性が結果の中に現実化したことを判断基準とすべきと考える検察側にとって有用な判例であるという趣旨で引用した。

V. 学説の検討

A 説(条件説)について

35 本説に立つと条件関係さえ存在すれば全ての因果関係を認めることとなるため、厳密に

² 山口厚他『刑法判例百選 I 総論[第7版]』(有斐閣, 2014年)22,23頁。

条件関係を辿ると因果関係は無限にひろがっていく。そのため処罰範囲が過度に広範となり、行為者に帰属することが酷である結果まで帰責することになりかねない。

したがって、検察側は A 説を採用しない。

5 B-1 説(客観的相当因果関係説)について

本説は実行行為の危険性を判断する際には客観的な判断を行うべきとして行為時の事情を全て取り込むが、それが結果へと実現に至る判断の際には経験上予見可能な事情だけを取り込むとする。しかしながら、行為時の事情と行為後の事情との区別は必ずしも容易ではない。

10 また、一般人ですら知り得ない特殊な事情を基礎に因果関係を認めることとなり、行為者に余りに酷である³。

したがって、検察側は B-1 説を採用しない。

B-2 説(主観的相当因果関係説)について

15 本説に立つと、行為者に認識し得なくとも、一般人からみれば当然に認識し得る事情を除外することとなり、認められる因果関係が極端に狭くなるため妥当でない。

したがって、検察側は B-2 説を採用しない。

B-3 説(折衷説)について

20 本説は行為者が特に知っていた事情をもって相当性を判断するところ、加害者その事実を偶然認識していた場合には因果関係が認められる。他方、認識していなかった場合には、全く同じ状況で同じ行為を行ったのに因果関係が認められなくなる。このように客観的であるべき因果関係の有無に行為者の主観から差が出ることは因果関係概念から乖離しており妥当でない。

25 したがって、検察側は B-3 説を採用しない。

C 説(客観的帰属説)について

30 本説は行為の持つ危険が結果に現実化したか否かを因果関係の判断基準とするが、そもそも実行行為に認められる構成要件的结果を惹起する現実的な危険性が、実際に構成要件的结果へと現実化する過程こそが、実行行為による構成要件的结果惹起の過程である因果経過の内実には他ならないため妥当であるといえる⁴。

また当該基準により、介在事情が存在する場合に結果に対してどの程度寄与しているのか、行為の危険が結果に現実化するのを介在事情が阻んでいるといえるか否かを判断することが可能となる。

³ 高橋則夫『刑法総論[第2版]』(成文堂, 2013年)124頁。

⁴ 山口厚『刑法総論[第3版]』(有斐閣, 2016年)60頁。

したがって、検察側は C 説を採用する。

VI. 本問の検討

第 1. 甲の罪責について

1. 甲の A の頭部を滅多打ちにした行為につき傷害致死罪(刑法第 205 条)が成立しないか。

5 2(1) 甲は A の頭部を洗面器の底や皮バンド等で滅多打ちしており、それによって、A に内因性高血圧性橋脳内出血を引き起こしたことが A の生理的機能を侵害したといえ、「傷害」したといえる。

(2) その結果 A は死亡している。

10 3(1) A の死亡に関して乙の暴行が介在しており、甲の行為との因果関係が問題となるが、因果関係とは行為と結果の結びつきであるところ、甲の結果発生的危険を有する行為が結果へと現実化したときに因果関係は認められる。具体的には行為の危険性や介在事情の寄与度で判断する。

15 (2) 本件において、甲の暴行は頭部を滅多打ちするという傷害の結果発生の危険性が高い行為である。そして介在事情である乙の行為についてであるが、甲の暴行により発生した内因性高血圧橋脳出血を拡大させるものであり、死期を早めただけのものであるため結果発生への寄与度は高いとは言えず、甲の行為と A の死亡の因果関係は認められる。

4. 甲は傷害の故意を有していた。傷害罪は重い結果を発生させる高度の危険性を有しているため傷害罪の故意があれば傷害致死罪についての故意も認められる。

5. よって甲には傷害致死罪が成立する。

20 第 2. 乙の罪責について

1. 乙の A の頭部に角材を数回振り下ろした行為につき殺人罪(第 199 条)が成立しないか。

25 2(1) 殺人罪とは人を殺すという現実的危険性を有する行為を実行行為とするが、本件乙は角材(130cm×4cm×5cm)という強度のある殺傷力の高い武器でうつぶせに倒れている A の頭部という人体の枢要部に振り下ろす形で数回殴打しており、殺人の現実的危険のある行為といえる。

(2) その結果 A は死亡している。

3(1) しかし、乙の実行行為時には甲によって発生した脳内出血という事情があり、乙の行為と A の結果についての因果関係が問題となる。

30 (2) 上記の通り因果関係とは実行行為と結果との結びつきをさすところ、実行行為の結果発生的危険が結果へと現実化したかで因果関係を認める。その際、行為時に存在した事情を前提に判断する。

(3) 本件において乙は内因性高血圧性橋脳内出血を発生させている A に対し角材を数回振り下ろすという非常に死という結果を現実化させうる客観的危険性の高い行為を行っており、因果関係は認められる。

35 4. 故意について、乙は A を日ごろから痛めつけてやりたいと思っており、意識不明の状態という重症を負っている A を痛めつけてやろうと思いつきながら角材を振り下ろしており、殺

人罪の未必の故意があったと認められる。

5. ここで甲と乙に A の死に対し死の二重評価がされているように思われるが、死の二重評価とは同一人物の同一人物に対する評価を非難しているのであって、甲と乙という異なる主体に対する評価には及ばない。

5 6. 以上により乙には殺人罪が成立する。

VII. 結論

1. 甲には傷害致死罪(第 205 条)が成立する。

2. 乙には殺人罪(第 199 条)が成立する。

10

以上